

平成23年(ワ)第886号浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原告 石垣清水 外33名

被告 中部電力株式会社

原告 準備書面 15

平成26年1月30日

静岡地方裁判所 民事第2部 合議係 御中

原告ら訴訟代理人を兼ねる

弁護士 鈴木敏弘

弁護士 河合弘之

弁護士 青山雅幸

弁護士 大石康智

弁護士 南條潤
外

求釈明事項

原告らが、平成25年1月14日口頭弁論期日において口頭で釈明した内容を具体化したものは次のとおりであり、被告に対する釈明を求める。

1 アスペリティ¹の設定について

(1) 被告が、現在において、浜岡原子力発電所の地震動評価および施設影響評価において想定しているアスペリティの位置は、平成23年3月11日以前に想定していた位置と同様であるか否か。具体的な配置について資料等を示して回答されたい。

(2) 同様である場合、被告は自社の被害を最小限に食い止めるためにも、最悪のケースを想定して備えるべきであるのに、東日本大震災以前と同様のアスペリティの設定に留まっているのはなぜか。

2 水密扉の実効性について

(1) 従前の運用

被告浜岡原子力発電所における搬入作業用出入口は、従前の定期点検時には常時開放されていたとのことであるがいかがか。

(2) 現在の運用

被告は、本件において、水密扉化後は、搬出入時には閉鎖し、二重扉においては、一方は必ず閉鎖しているとのことであったが、運用準則を設けているのか。

また、開閉については、最低何人の作業員を要し、その最低人数でどの程度の時間がかかるのか。

(3) シビア・アクシデントの想定

浜岡原発の敷地においては、液状化、地震動に伴う地盤の断裂や不整化が想定されるところである。搬出作業用出入口は、何センチメートル以上の段差が生じた場合に開閉不能となるか。同じく、密閉不能となるのは何センチ

¹ =強震動生成域

メートル以上の場合か。

3 越流量について

(1) 被告が実施した津波の数値シミュレーションにおいて、高さ換算した具体的な数値を明らかにされたい。より具体的には、

- ① 沖合_____メートルの地点の津波高が_____メートルの場合、
- ② 防潮壁直近の遡上高が_____メートルとなり、
- ③ 防潮堤を_____メートルの高さで上回り、その際の津波の速度は m/s であり、防潮堤にかかる圧力は m²/t,
- ④ その結果、浜岡原発敷地内には、_____分間に渡って、計_____トンの海水が流入し、その際の流入速度は_____m/s と推定されるか、
それぞれ下線部の数値を示されたい。

(2) 本間の公式について、その信頼性に関する客観的根拠を示されたい。

以上